

第7回新宿区自転車等駐輪対策協議会

平成30年3月22日(木) 13:00~14:00

新宿区役所本庁舎6階第4委員会室

(事務局)新宿区みどり土木部交通対策課

附置義務駐輪場制度 の見直しについて

1 駐輪対策の課題

区内の放置自転車台数 (H28年度調査で約2,000台)

区内での放置自転車の種類は大きく2つ

①買い物、通勤・通学など
【目的施設】の建物に集まる利用

②鉄道、バスなどを使うために
【鉄道駅等】に集まる利用

発生する駐輪需要は誰が対応すべきか？

公共の用に供する駐輪場等で概ね対応

整備主体は **【駐輪需要を誘発する原因者】** = 附置義務条例

■現状の課題

- ①附置義務駐輪場が建て替えの足かせになっている。
- ②附置義務駐輪場が屋上等の利用しづらい場所にある。
- ③附置義務駐輪場の利用率が低い。
- ④放置自転車が多く発生している。

■課題解決の方向性

- ①隔地距離の見直し
- ②利便性の高い場所への駐輪場の設置
- ③効率的な駐輪場の設置及び効果的な駐輪場の周知
- ④附置義務駐輪場の規模の見直し
- ⑤公共的な駐輪場の整備

2 附置義務駐輪場の制度の見直し

利用可能な駐輪場への【強化】

1 利便性の高い駐輪場整備に向けた整備条件

→地上階への設置

2 利用率を上げる駐輪場の運用条件

→時間利用の設定

→駐輪場への案内及び誘導の充実

整備の負担を軽減する【緩和】

I 隔地距離の緩和

→隔地距離の拡大

II 利便性の高い駐輪場の整備時には規模を緩和

→所定の条件を満たせば2分の1の範囲内で規模を縮小

放置自転車対策の【強化】と附置義務駐輪場の【緩和】

i 公共的な駐輪場の整備に伴う「附置義務駐輪場の免除」又は「附置義務駐輪場へのみなし」

3 制度の見直し案

距離

1 隔地距離を50m以内から300m以内へ拡大

2 地上階に駐輪場を設置・・・4分の1減

3 時間利用できる駐輪場の運用・・・4分の1減

原単位

4 駐輪場へのわかりやすい誘導・・・4分の1減

5 上記2～4のいずれか2つ以上を組み合わせる場合・・・2分の1減

特例

6 公共の用に供する駐輪場の設置
・・・「附置義務駐輪場の免除規定の追加」又は
「附置義務駐輪場へのみなし規定の追加」

★対象は、今後新築又は増築する施設

4 制度の見直し案に基づく参考例

店舗面積が2,400㎡ある場合

附置義務駐輪場の設置規模は、床面積20㎡ごとに1台

床面積が1,200㎡を超える部分については、床面積60㎡ごとに1台

床面積が5,000㎡を超える部分については、床面積120㎡ごとに1台

$$1,200\text{㎡}/20\text{㎡} + 1,200\text{㎡}/60\text{㎡} = 60\text{台} + 20\text{台} = 80\text{台} \quad \text{附置義務台数は80台}$$

この対象施設が、附置義務駐輪場を地上階に設置し、
時間利用できる駐輪場の運用を行えば・・・

現行基準では、
80台必要



附置義務駐輪場を地上階へ設置することで、元の基準から4分の1減らすことができる



時間利用できる駐輪場にすることで、さらに元の基準から4分の1減らすことができる

